

【EU】 ユーロポール新規則の制定

海外立法情報課 島村 智子

* EU 加盟国の警察・情報機関間の情報共有を支援するユーロポール（欧州警察機関）について、新たな設置根拠法となる規則が制定された。機能の強化とともに、欧州議会及び加盟国の国内議会の関与や個人情報保護の強化を定めている。

1 経緯

ユーロポール（欧州警察機関、Europol）は、2 か国以上の加盟国に影響を与える重大な犯罪を防止し、又はそれに対処するため、加盟国の警察機関等の活動や相互協力を支援・強化することを目的とする EU の機関で、加盟国や第三国からの情報の収集、保管、処理、分析及び交換をその任務としている。対象とする犯罪の範囲はテロリズム、組織犯罪、薬物取引、マネーロンダリング、人身取引、サイバー犯罪等と幅広いが、容疑者に対して逮捕や身柄の拘束を行う権限は持たない。当初はユーロポール麻薬対策室として発足し、ユーロポール設置協定（1995 年署名、1998 年発効）により犯罪の対象範囲が拡大され、その後、2009 年に採択された EU 理事会の決定（2009/371/JHA）により EU の予算に基づく機関となった。この理事会決定に代わる新たな規則案が 2013 年 3 月 27 日に欧州委員会から提出され審議されてきたが、この度成立し 2016 年 5 月 24 日に官報で公布された（注 1）。2016 年 6 月 13 日に発効し、経過規定を除き 2017 年 5 月 1 日から適用される。

2 目的と概要

今回の規則により、ユーロポールは欧州議会と EU 理事会が共同で定めた新たな法的枠組みの下に置かれることになった。規則は、全 13 章 77 か条から成る。以下、その内容について、従来の理事会決定からの主な変更点を中心に紹介する。

(1) 情報交換の拠点としての機能強化

規則の制定に際して目指したのは、域内の治安上の脅威である大規模な犯罪組織やテロ組織などに対し、犯罪の防止、分析、捜査に関する加盟国所管官庁同士の情報交換の拠点としてユーロポールを更に進化させることであった。第 7 条では、任務の遂行のため加盟国とユーロポールが相互に協力する旨規定され、具体的には、ユーロポールに対する加盟国の情報提供義務を定めている。提供された情報の量や質に関する評価については、ユーロポールが運営委員会（Management Board）の定める基準に基づき年次報告書を作成し、欧州議会、EU 理事会、欧州委員会及び加盟国の国内議会に提出することが新たに定められた。また、加盟国と共同で（又は複数の加盟国やユーロジャスト（注 2）との共同捜査チームとして）遂行する捜査活動において、調整、編成及び実施を担当することがユーロポールの任務の一つと規定された（第 4 条）。このほか、規則ではユーロポールが扱うことができる情報の情報源やアクセスが許される者が定められているが、民間との情報交換について、ユーロポール側が情報を得ることに加えて、テロリズムなど差し迫った犯罪実行

の防止に不可欠な場合等にはユーロポールから民間側に個人情報を送信することも可能になった（第 26 条）。これにより、例えばテロ組織のウェブページの削除を直接ソーシャルネットワーク事業者に対して依頼し、テロリストのプロパガンダ普及を速やかに止めることができるようになることとされる。

(2) 欧州議会及び加盟国の議会による監視

議会に対する説明責任の確保を目的として、欧州議会が加盟国の議会とともにユーロポールの活動について審査する手続が定められた。そのため、欧州議会の所管委員会と加盟国の議会による共同議会審査グループ（JPSG）が設置される。ユーロポールの運営委員会の委員長やその下に置かれる執行理事・副執行理事は、JPSG の要求に応じ、活動に係る問題についての協議に出席する。ユーロポールは複数年の事業計画策定に際し、JPSG に諮問しなければならない。また、ユーロポールは JPSG に対し、脅威評価・戦略分析等の報告書、個人情報の転送について国際機関や第三国との間で締結した取決め、事業計画を含む文書、年次活動報告書、欧州委員会による評価報告書、その他要求された必要な文書を提出する。JPSG はこのような監視について総括報告書を作成し、欧州議会及び加盟国の議会に提出する（以上、第 51 条）。このほか、ユーロポールから欧州議会に対し、予算・財務管理報告書や年次決算書を送付する義務等も規定されている（第 60 条）。

(3) 個人情報保護体制の強化

第 6 章（第 28～46 条）において、個人情報の保護に関する原則や、個人情報の処理、保管期間、漏えい防止措置、管理・監督責任者等が規定されている。第 43 条では、EU の情報保護監督機関である欧州データ保護監督官（EDPS）による監督が新たに規定された。EDPS はユーロポールによる個人情報の処理について監視し、この規則や、個人の権利保護に関する他の EU 法令が適正に運用されるよう責任を持つほか、個人情報の処理に関する内部規則作成に際しての助言も行う。個人情報の処理について規定した条項に違反した場合、ユーロポールに対して警告や、当該情報の修正・削除命令、処理業務の停止を行うこともできる。EDPS と加盟国の監督官庁の代表との間で、ユーロポールの政策や個人情報の扱いについて協議を行う協力委員会（Cooperation Board）の枠組みも設けられた（第 45 条）。また、この規則に反する個人情報の処理について、対象となった個人が EDPS に対して苦情を申し立てる権利が規定された（第 47 条）。なお、EDPS は上述の JPSG の要求に応じ、かつ最低年 1 回、ユーロポールの活動における個人情報の保護に関する JPSG との協議に出席する（第 51 条）。

注（インターネット情報は 2016 年 6 月 17 日現在である。）

(1) Regulation (EU) 2016/794 of the European Parliament and of the Council of 11 May 2016 on the European Union Agency for Law Enforcement Cooperation (Europol) and replacing and repealing Council Decisions 2009/371/JHA, 2009/934/JHA, 2009/935/JHA, 2009/936/JHA and 2009/968/JHA
<<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R0794>>

(2) 欧州司法機関、Eurojust。各加盟国の捜査・起訴を行う機関同士の調整や協力を支援・強化することを目的とする。